

令和4年12月 日

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

清瀬市まちづくり委員会

委員長 菊谷 隆

清瀬市まちづくり基本条例の運用状況に関する報告（案）

標記につきまして、清瀬市まちづくり基本条例第9条2号の規定に基づき、令和3年度の清瀬市まちづくり基本条例の運用状況を調査いたしましたので、その結果とそれに対する清瀬市まちづくり委員会の評価を付して下記のとおり報告いたします。

記

**【今回の調査結果に対するまちづくり委員会の評価（意見）】**

「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」のさらなる実現へ向けて、市民・地域と行政がパートナーシップを確立していくことが重要であり、今後のまちづくりに市民活動が担う役割は大きく、附属機関の役割にも欠かせないものとなっております。

しかしながら、今般の調査で附属機関における市民との協働がやや形骸化しているのではないかという課題が明らかになりました。最も危惧されるのは公募委員が参加する機会が限られており、附属機関の6割で公募委員が募集されていないことです。非公開の附属機関が多いこととも相俟って、市民との協働機会が必ずしも十分ではないと考えます。

地方自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりは重要であり、市民が持てる力を存分に発揮し地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりという市政に積極的に参加できる機会を充実させることが必要と当委員会では考えます。

本報告を参考に、更なる市民と行政の協働が推進されることを期待いたします。

## 【令和3年度まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告に関する評価】

清瀬市まちづくり基本条例が適切に運用されているか審議を行うため「まちづくり基本条例に関する運用状況調査」を実施しました。

この調査結果に対する評価は以下のとおりです。各項目に対する個別の評価については別紙資料「まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告」をご参照ください。

### 1 附属機関の状況（条例第10条関係）

#### 評価できる点

- (1) 公募委員における女性委員の割合は平均でほぼ半数となっており、まちづくり基本条例の基準である「公募委員は男女同数が原則」を満たしているといえる。

#### 改善を要する点

- (1) まちづくり基本条例（第10条）にて公募委員を加えることが努力目標とされているものの、公募委員の参加がないものが6割である。専門委員に加え一般市民からの公募委員を参加させる意義について再確認し、附属機関の性質を考慮しながら公募委員が参加する附属機関を増やすことが望まれる。
- (2) 公募委員が参加している附属機関において、公募委員が少ないものが多い見受けられる。可能な限り公募委員数を増やす努力を求めたい。
- (3) 附属機関の委員長は男性が85%を占めている。基準はないものの、男女平等の観点から女性委員長の増加が望ましいと考える。
- (4) まちづくり基本条例（第10条）にて公開が原則であるにもかかわらず、非公開の附属機関の数が約4割ある。附属機関の性質を考慮しながら可能な限り公開するべきと考える。
- (5) 公開されているにもかかわらず事前の開催周知がなされていないものが多い。（約2割）。規則等に規定がないことが主な理由であることから、適宜規則等の見直しが求められる。
- (6) 会議録を公表していない附属機関がある。会議録の公表について規則等の規定がないものについては規則等の見直し、明確な理由がなく公表されていないものについては是正が求められる。

## 2 基本計画の市民参画について（条例第8条関係）

- (1) 基本計画策定の事前公表がなされていないものが4計画、市民参画がなされていない計画が3計画あった。事前公表、多様な市民参加の工夫はまちづくり条例第8条に規定されているところであり、改善が求められる。
- (2) 策定した計画案の公表、市民意見の聴取、意見への対応の説明（公表）はすべての計画で行われている。
- (3) 市民の意見に対応して計画を修正したものは5件、修正なしが2件であった。ただし、計画修正がされたものについても、更なる説明、修正を求める声がまちづくり委員会に提出された市民提案により確認されていることに留意すべきである。
- (4) 事前公表、計画案の公表をSNSで、市民説明会の公表をYouTubeで実施したものがあり、このような市民が手軽に視聴可能な媒体の利用は今後も推進されるべきと思われる。

## 3 事業への市民参画（条例第4条関係）

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和3年度実施済み及び令和4年度実施予定）は13事業であった。（資料の表11）  
下記の市民活動団体などに対する市の支援27件を加えると、計40件である。  
第4次清瀬市長期総合計画・実行計画の目標（※）を達成するには更なる努力が必要と思われる。

※「協働で提供されている行政サービスの数」における令和7年度の目標値は65件

## 4 市民活動への支援（条例第11条関係）

市民活動団体などに対する市の支援事業は27件であった。（資料の表12）  
市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、活動の実態を勘案しながら継続的な支援を求める。

以上